平成２９年（フ）第２７２号
千葉県八街市八街に55番地85　アルモニーＢ103
債務者　山田由希子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２７４号
千葉県八街市八街に457番地７　市営住宅長谷団地３－１号
債務者　濵口布美子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２７９号
千葉県成田市郷部183番地（クレヴァーハイツＢ202号室）
債務者　清水　一徳
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８１号
千葉県佐倉市西志津３丁目２番20号　ラフォーレ南志津Ｂ－102
債務者　中村　愼一
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８３号
千葉県佐倉市江原台２丁目22番地１　シティーハイム江原台Ｂ－102
債務者　藤崎　秋美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８８号
千葉県成田市並木町107番地19（チェルシーⅡ　101）
債務者　新田　佳子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２９０号
千葉県佐倉市上志津原253番地５
債務者　鈴木　　茂
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２９３号
千葉県佐倉市上志津1669番地31
債務者　佐藤真里奈（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９７号
新潟県南魚沼市浦佐41番地４　ＨＥＹＭ・Ｍ２　105号
債務者　石田聡一郎
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１３１３号
愛知県知多市八幡新町３丁目７番地の14　プロヴァンス朝倉Ａ
債務者　田村　健太
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３１４号
愛知県知多市八幡新町３丁目７番地の14　プロヴァンス朝倉Ａ
債務者　田村ゆかり
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８５号
名古屋市中区新栄１丁目33番23号　新栄第７ロイヤルマンション901号、従前の住所愛知県日進市北新町二段場920番地20　コーポドラゴン205
債務者　福嶋　大樹
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８８号
愛知県小牧市大字北外山2157番地　エントランス小牧Ⅱ102号
債務者　久保田広光
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３号
岩手県奥州市水沢区真城字南上野９番地４
債務者　小野寺淳子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１２６号
茨城県桜川市南飯田627番地１
債務者　来栖　臣一
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２３９号
茨城県常陸太田市塙町2276番地の２
債務者　宇佐美英昭
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
水戸地方裁判所